

令和7年第7回

栄町農業委員会総会議事録

栄町農業委員会

- 1 開催日時 令和7年7月10日(木)午後3時00分から午後3時10分
- 2 開催場所 栄町役場庁舎5階大会議室
- 3 出席委員(8名)

会	長	8番	増田 榮
会長職務代理者		7番	長谷川 貴子
委	員	1番	長崎 光男
		2番	朝倉 友子
		3番	鈴木 憲司
		4番	野村 斗士夫
		5番	川崎 重克
		6番	藤崎 賢治
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 会議書記の指名
 - 第3 議事
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について
 - その他
- 6 出席職員
 - 農業委員会事務局長 小川 浩昭
 - 農業委員会事務局主事補 鈴木 亜衣人
- 7 農地利用最適化推進委員(6名)
大見川 正明、後藤 良和、山田 敏文、埜寄 久雄、塩田 一雄、池田 英治

◎開会

午後 3 時 0 0 分開会

○事務局長（小川浩昭）

それでは、始めさせていただきます。起立、礼。

○議長（増田榮）

ただ今より、令和 7 年第 7 回栄町農業委員会総会を開会します。

本日の委員 8 名中 8 名出席ですので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項により、総会は成立しております。

◎議事録署名委員の指名

○議長（増田榮）

議事日程第 1 の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（増田榮）

それでは、7 番長谷川委員、1 番長崎委員にお願いします。

◎会議書記の指名

○議長（増田榮）

議事日程第 2 の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の鈴木氏を指名します。

○議長（増田榮）

それでは議事に入ります。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題とし、整理番号 1 について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（小川浩昭）

それでは、1 ページ 議案第 1 号 整理番号 1 について、ご説明いたします。

場所については、2 ページと 3 ページをご覧ください。

農地の所在は、須賀字鳥喰、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は 1,745㎡他 8 筆になります。譲渡人、譲受人及び経営面積は、記載のとおりです。

本件は、農地の売買により所有権移転を目的として、農地法第 3 条の許可を申請したものでございます。

譲受人の労力総数は 2 人、申請事由は、譲渡人が離農、譲受人は規模拡大になります。

それでは、農地法第 3 条第 2 項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご説明いたします。

まず、耕作の事業に必要な機械の所有状況、農業に従事する者の数等から、同項第 1 号の全部効率利用要件及び同項第 4 号の農作業常時従事要件は問題ないと思われ

ます。次に、譲受人は法人ではなく、また、信託行為ではありませんので、同項第 2 号の

法人要件及び同項第3号の信託の禁止には該当いたしません。

次に、申請地は譲渡人の自作地なので、同項第5号の転貸等の禁止には該当いたしません。

最後に、同項第6号の地域との調和要件ですが、申請地は田で、譲受人は許可後も、水稻を作付けする計画なので、問題はないと思われます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（増田榮）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を藤崎委員から報告願ひます。

○藤崎委員

申請された農地について、現地を確認してまいりましたので、報告させていただきます。

申請地の周辺は、水稻が作付けされていて、計画上も同様に行うもので、譲受人は意欲的に水稻を作付けする認定農業者になり、特に問題はないと思われます。

以上です。

○議長（増田榮）

続いて、農地利用最適化推進委員の池田さんから、ご発言がありましたら願ひします。

○池田推進委員

特に問題ないと思ひます。

○議長（増田榮）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願ひます。ありませんか。

（挙手なし）

○議長（増田榮）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第1号 整理番号1について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（増田榮）

挙手全員、よって、議案第1号 整理番号1については、許可することに決定しました。

○議長（増田榮）

次に、議案第2号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、を議題とし、整理番号1について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（小川浩昭）

それでは、4ページ 議案第2号 整理番号1について、ご説明させていただきます。

場所につきましては、5ページをご覧ください。

農地中間管理事業を活用した賃借権の設定になります。農地の所在が興津字下埜田、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で、面積は991㎡です。

内容は賃借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人及び経営面積は、記載のとおりです。

また、10a当たりの賃借料は1俵で、期間は、令和7年9月12日から令和17年9月11日までの10年間になります。

借受人につきましては、地域の認定農業者であり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、全部効率要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（増田榮）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（増田榮）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第2号 整理番号1について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（増田榮）

挙手全員、よって議案第2号 整理番号1については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（増田榮）

以上で本日の議案の審議はすべて終了しました。その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（増田榮）

なければ、以上をもちまして令和7年第7回総会を閉会します。

○事務局長（小川浩昭）

起立、礼、ご苦労様でした。

午後3時10分閉会